

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります

日程第16、議案第20号、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について、議案第21号、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長 高嶋君。

町長公室長（高嶋 好弘）

議案第20号及び議案第21号の2議案につきましては、関連がありますことから一括して提案説明を申し上げます。

それでは、議案第20号、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についての提案説明を申し上げます。

土庄町小豆島町環境衛生組合が平成27年3月31日をもって、解散することに伴い、香川縣市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合が脱退することにつきまして、香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により、本町をはじめ、関係市町との協議が必要なことから同法第290条の規定に基づき、多度津町議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

2ページから5ページの香川縣市町総合事務組合規約新旧対照表をご覧ください。

2ページの別表第1及び3ページの別表第2中、「三豊総合病院企業団、土庄町小豆島町環境衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改め、5ページの別表第3の6の項中「伝法川防災溜池事業組合、土庄町小豆島町環境衛生組合」を「伝法川防災溜池事業組合」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

附則といたしまして、この規約は、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第21号、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についての提案説明を申し上げます。

平成27年3月31日をもって、香川縣市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合が脱退することに伴う財産処分の方法につきまして、地方自治法第289条の規定により、本町をはじめ、関係市町との協議が必要なことから、同法第290条の規定に基づき、多度津町議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、平成27年3月31日をもって、香川県市町総合事務組合負担金条例第13条及び第15条の規定により、土庄町小豆島町環境衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することになる場合においては、香川県市町総合事務組合財政調整基金に関する条例第5条第2号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うこととするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第20号及び議案第21号の2議案の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。